JR東海労ニュース

№2392 2019年4月29日 J R東海労働組合

人事・賃金制度改悪反対! シリーズ 5

なぜ示さな! 指導職の生涯賃金

4月23日に開催された「新しい人事・賃金制度等の見直し」に関する申し入れ (『申第38号』)第2回団体交渉で本部は、会社が示した生涯賃金が主任職(C等級)以上であったため、指導職(S等級)の生涯賃金について質問しました。会社は「手元に示すものがない」と回答しました。

会社は「現行制度と同等、あるいはそれ以上の生涯賃金となる」とした上で、管理職と主任職の生涯賃金の例を下表の通り提示しました。しかし、なぜ指導職の生涯賃金を示さなかったのでしょうか。多くの社員は指導職以下です。JR東海労に至っては、管理職はおらず、主任職と指導職以下が約半数ずつです。「示すものがない」のではなく、示すと都合が悪いのでしょうか? しっかりと示すべきです。

リニア中央新幹線建設のために、1円でも人件費を抑えなければならない状況の中、会社にとっては賃金の増額は資本の論理に矛盾した行為です。どこかを増額すれば、どこかを減額しなければなりません。「苦労した者が報われる」との美句の裏で、指導職の賃金減額は絶対にあってはならないことです。

退職時各職群の生涯賃金 (例)

退職時職群	学	歴	現行制度の生涯賃金	制度改正後の生涯賃金
L 2	峘	卒	2億8,043万3,000円	2億8, 408万7, 000円
(管理職)	大	卒	2億7, 405万9, 000円	2億7, 884万2, 000円
C 2	高	卒	2億5, 573万7, 000円	2億5,716万1,000円
(主任職)	大	卒	2億4, 328万1, 000円	2億4, 721万4, 000円
S3(指導職)			未回答	未回答

私たちが知りたいのは、S3(指導職)の生涯賃金の比較です